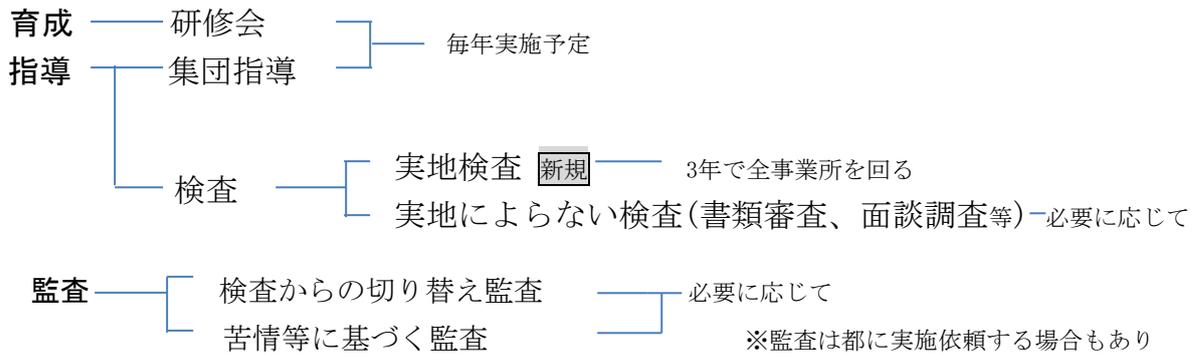


平成 26 年度 事業者指導 実施方針（案）

● 基本方針

目的：事業所との接点を増やし、事業所運営の適正化とサービスの質向上を図ることで、障害者福祉の増進に寄与する



● 研修会／集団指導

1 対象事業所

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 移動支援・居宅介護 | 約 160 事業所 (区外移動支援事業委託事業所含む) |
| (2) 計画相談支援 | 約 20 事業所 |
| (3) グループホーム | 約 50 事業所 |
| (4) 児童通所支援 | 約 20 事業所 |

2 指導研修内容

- (1) 制度理解 ～ガイドライン～
 - (2) サービス行為(内容)の区分 ～判断基準表～
 - (3) 請求について ～報酬算定マニュアル～
 - (4) 個別支援計画の留意点 ～外部講師による講演～
- ※ 上記は平成25年度の移動支援・居宅介護・相談支援事業所を対象とした内容
対象事業・内容については当該年度の検査・法改正等を反映させる
状況により連絡会(情報提供のみ)の形式もありうる

● 実地検査(根拠：法第10条・第11条)

1 対象事業所

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) 移動支援・居宅介護 | 30 事業所(区内約90事業所⇒3年間で全事業所を回る) |
| (2) 計画相談支援 | 4 事業所(早い段階で検査をスタート) |
| (3) 地域活動支援センターⅡ型 | 2 事業所(余力があれば) |

2 指導の重点項目

- (1) 事業運営の適正化
 - ア 人員配置基準を満たしているか

- イ 無資格者等によるサービス提供がないか
- ウ 給付費の算定が適切か
- エ 管理者が管理業務を行っているか。
- オ 運営規程、利用者負担額等、あらかじめ利用者に情報提供をしているか
- カ 不正に指定を受けていないか
- キ 帳簿書類の提出や質問に対して、虚偽の報告や答弁がされていないか

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 利用者の個別状況に即した個別支援計画になっているか
- イ サービス内容に不正又は著しい不当がないか
- ウ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などがなく、
人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制を整備しているか
- エ 苦情・事故に対して適切に対応しているか
- オ 重要事項説明、契約書の締結は適切か

3 実地検査の方法

- ・ 1 事業所、職員 2 名以上の体制で実施。(検査証を携帯)
- ・ 東京都への事前通知と検査結果の報告を行う
- ・ 事業者へは事前通知を行い、予め出席者、準備すべき書類等を指示する。
- ・ 検査後は、指導検査の結果を通知し、改善状況報告書を提出させる
- ・ 検査の結果、指摘項目が口頭指摘のみであれば、その旨を記した実地検査指導事項票を検査日に渡し終了
- ・ 著しい不正等が疑われる事業所については、その検査を優先し、事前に予定していた事業所の検査は、実施日を延期する

● 監査 (根拠：法第 48 条)

1 対象事業所

- ・ 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ・ 自立支援給付費に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

2 監査の方法

- ・ 実地検査の「指導の重点項目」準じて検査するが、不正、違反の事実確認を主眼に、厳正に行う
- ・ 実地指導検査中に、上記 1 の項目に該当する場合は、監査に切替えることができる

3 処分等

- ・ 監査の結果、軽微な改善のみを要する場合は、「実地検査の方法」同様、監査の結果を通知し、改善状況報告書を提出させる
- ・ 監査の結果、指定・契約違反が認められる場合は、都を指定行う事業については、報告等を行い、その措置については委ねることとなる。区が指定(契約)する事業については、福祉部長並びに障害者福祉課長と協議のうえ、その処分を図ることとする